

事前相談の際に確認させていただく主な事項

- ※ 本紙は、特に初回の事前相談に向けた準備の一助としていただくものですので、下記事項が全て決まっていなかったとしても御相談いただいて構いません（事前相談時に未定の事項があっても構いません）。また、記載のない事項についても、道路使用許可の許可基準〔道路交通法第77条、自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準等〕への適合を検討するために確認する必要があることを、御承知おきください。
- ※ 実験実施の予定時期までに余裕を持って御相談ください。

○ 実験の趣旨（概要）

（例：「無人自動運転移動サービスの実現に向けて、遠隔型自動運転システムに関する公道実証実験を通じて課題を抽出することを目的とした実験である」等）

○ 実験の計画（実施予定時期、走行経路、実施時間帯等）

（実施予定時期の例：「本年9月～10月頃」、「本年夏頃」、「本年5月から2カ月程度」等）
（走行経路の例：「千代田区霞が関2丁目付近」、「東京湾岸警察署の周辺道路」等）
（実施時間帯の例：「平日の午前10時から午後3時まで」、「昼～夕方」の2時間程度」等）
（その他確認事項の例：公道上での駐停車予定、路車間通信の有無等）

○ 検討している最高速度、安全対策及び交通事故の場合の措置等

（最高速度の例：「制限速度である時速30km/hで走行している際の実験車両の停止距離が通常の自動車と同等であることから、最高速度も時速30km/hとする」、「乗客の安全性を考慮し、時速15km/hとする」等）
（安全対策の例：「遠隔型自動運転システムに大幅な通信の遅延等の不具合が生じた場合には、自動的に安全に停止し、乗車している者が手動運転する」、「大雨等の荒天時には実験を中止する」等）
（交通事故の場合の措置等の例：ドライブレコーダー等の設置、事故発生時の連絡体制等）
（その他確認事項の例：先導車や誘導員の有無、実験中である旨の案内看板の設置の有無等）

○ 実験車両の性能（概要）

（確認事項の例：メーカー、車種名、車両の区分、大きさ、各種センサーの検知能力、通信遅延が生じた場合の対応、車両内の乗客と遠隔監視・操作者の通話手段等）

○ （道路運送車両法に基づく保安基準緩和認定を受ける場合は）緩和認定予定時期

（例：「本年10月頃に認定を受けることができる予定」等）

○ （遠隔型自動運転システムであれば）予定している遠隔監視・操作場所

（例：「千代田区霞が関2丁目に所在する●●ビルの一室」、「走行経路上で検討中」等）

○ 地域住民等の関係者、道路管理者及び消防機関への事前周知等の予定

（例：「チラシを作成して地域の住宅へ投函」、「地域の自治会向けに説明会を実施予定」、「実験場所を管轄する●●消防署へ月末に説明のため訪問予定」、「報道発表を予定」等）